

傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

〔平成12年8月15日  
公安委員会規則第11号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）第4条及び第7条第1項の規定に基づき、兵庫県警察において傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定について必要な事項を定めるものとする。

(傍受令状等を請求できる司法警察員)

第2条 兵庫県警察に勤務する司法警察員のうち、法第4条及び第7条第1項の兵庫県公安委員会が指定する警視以上の警察官は、次に掲げるものとする。

- (1) 警察本部の刑事部、生活安全部、交通部及び警備部に勤務する警視以上の階級にある警察官
- (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察官（地域警察に専従する者を除く。）

附則

この規則は、平成12年8月15日から施行する。

附則

〔平成14年9月5日  
公安委員会規則第7号〕

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附則

〔平成18年4月7日  
公安委員会規則第14号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附則

〔平成28年11月25日  
公安委員会規則第13号〕

この規則は、平成28年12月1日から施行する。